

議案第 5 号

取手市介護保険条例の一部を改正する条例について

取手市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 2 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

取手市長 藤 井 信 吾

提案理由

介護認定の申請数が増加していることを踏まえ、取手市介護認定審査会委員の定数を増やすことにより、介護認定審査会の円滑な運営を図るため、本条例の一部を改正するものです。

取手市介護保険条例の一部を改正する条例

取手市介護保険条例（平成12年条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(介護認定審査会の委員の定数) 第2条 取手市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、 <u>35人</u> 以内とする。 2 (略)	(介護認定審査会の委員の定数) 第2条 取手市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、 <u>30人</u> 以内とする。 2 (略)

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。